

包括利益情報の表示方式と価値関連性

山西 佑季 (熊本県立大学)

中川 豊隆 (岡山大学)

1. 序

本論文では、当期純利益と並ぶ業績指標として開示が義務付けられている包括利益について、その表示方式が投資意思決定に及ぼす影響を検証する際の理論的背景に関する検討を行う。

包括利益とは、出資者による投資及び出資者への分配から生じるもの以外の、一期間における持分のすべての変動を含む財務業績指標であり、従来損益計算書を經由せずに貸借対照表上の純資産項目として累積額が計上されていた公正価値変動額を企業の財務業績の一部である「その他の包括利益」項目として捉え、当該数値と当期純利益とを合計することで算定される金額である¹。

日本の現行制度において、包括利益情報（包括利益、その他の包括利益）の表示方式として、一計算書方式と二計算書方式が規定されている。一計算書方式とは、従来の損益計算書のボトムラインである当期純利益に続けてその他の包括利益を表示し、これを加減算して包括利益を算定する過程を1つの計算書に表示する方式であり、二計算書方式とは、損益計算書とは別の計算書に包括利益及びその他の包括利益項目を表示する方式である。また、かつての米国基準では、株主持分変動計算書方式による包括利益情報の表示が容認されていた。

市場の効率性を前提にすれば、包括利益情報の表示方式の違いは、そこで開示されている会計情報が同じである限り、その会計情報の価値関連性に影響を及ぼさないと考えられるものの、会計情報の表示方式の違いが価値関連性に影響を及ぼすことを示唆する先行研究が存在している。これを踏まえて、本論文では、包括利益情報の表示方式を整理した上で、包括利益の価値関連性に関する先行研究及び会計情報の表示方式の違いと価値関連性の関係に関する先行研究について検討を行う。

本論文の構成は以下のとおりである。第2章では、各会計基準設定機関が規定する包括利益情報の表示方式について説明する。第3章では、包括利益情報の開示義務付け以降における同情報の価値関連性及び同情報の表示方式の違いに関する先行研究を整理する。第4章では、第3章を

¹ FASB(1985) par.70。

踏まえ、包括利益情報の表示方式が価値関連性に及ぼす影響を検証する際の理論的背景について検討を行う。最後に、第5章において、本論文の結論と今後の研究課題を述べる。

2. 包括利益情報の表示方式に関する会計基準の整備

(1) 国際的基準の整備

包括利益に類する財務業績指標の表示を初めて基準化し、財務業績報告に関するその後の国際的な議論を主導したのは、英国の会計基準設定機関である ASB (Accounting Standards Board : 英国会計基準審議会) である。ASB は、1992 年 10 月に財務報告基準 (FRS : Financial Reporting Standards) 第 3 号「財務業績報告 (Reporting Financial Performance)」を公表し、包括利益と同様の利益指標である「認識利得損失 (recognised gains and losses)」を、当期純利益までを示す損益計算書とは別の計算書において報告する、すなわち二計算書方式での報告を要求している²。

近年における包括利益に関する議論は、IASB と FASB が双方の会計基準の統合を図る目的で行われているコンバージェンス・プロジェクトの一つである「財務諸表の表示プロジェクト」を中心に行われてきた。2006 年 10 月に開催されたジョイント・ボード・ミーティング以降、当該プロジェクトにおける議論を基に、両審議会が同時期に包括利益に関する会計基準の公表を行っている。また、ASBJ もこれに追随する形で同様の会計基準を公表した。

FASB は、1997 年 6 月に包括利益に関する会計処理を定めた基準として米国財務会計基準書 (SFAS : Statement of Financial Accounting Standards) 第 130 号「包括利益報告 (Reporting Comprehensive Income)」を公表した。また、FASB は、2009 年 6 月に会計基準のコード化体系 (ASC : Accounting Standards Codification) を承認した。ASC は、SFAS をはじめとする米国の会計基準を各トピックにまとめ、体系立てて開示するための取り組みである。これに伴い、各会計基準の再分類が実施され、包括利益に関する基準は ASC トピック 220 に分類された。また、当該基準の改訂により、2011 年 6 月に会計基準アップデート (ASU : Accounting Standards Update) 2011-05 が公表された³。

SFAS 第 130 号は、包括利益情報の表示方式として、一計算書方式と二計算書方式を規定し、株主持分変動計算書方式を容認していた。株主持分変動計算書方式とは、株主持分変動計算書の中で包括利益計算を表示する方法のことを指す。ASU2011-05 の公表以前において、多くの米国企業は容認規定である株主持分変動計算書方式による包括利益の開示を行っていた⁴。しかし、ASU2011-05 が包括利益情報開示の透明性を高めるため、当該情報を財務諸表における中心的な計算書である財務業績報告書上において開示することを義務付けたのに伴い、多くの米国企業が 2011 年 12 月以降に包括利益情報を開示する財務諸表を変更することとなった。

² ASB (2007) par.27。なお、FRS 第 3 号は 2007 年 7 月の改訂により、SFAS 第 130 号と整合する内容に変更された。

³ ASU2011-05 は、FASB が 2011 年に公表した 5 番目の会計基準アップデートであることを表す。

⁴ SFAS 第 130 号施行期間の 1998 年における米国企業の包括利益の表示形式の選択に関する研究である Bamber et al.(2010)では、サンプル企業の約 80%が株主持分変動計算書を用いて包括利益の表示を行っていることが示されている。

IASB では、国際会計基準（IAS：International Accounting Standards）第 1 号「財務諸表の表示（Presentation of Financial Statements）」において包括利益情報の表示方式や会計処理方法を規定している。当該基準は、2007 年 9 月の改訂の際に、包括利益に関する表示方式や各項目の名称等を SFAS 第 130 号と整合させたが、包括利益情報の表示方式としては、一計算書方式と二計算書方式を規定し、株主持分変動計算書方式は排除した。また、IASB は、その他の包括利益項目の名称や当該項目の収益費用項目への組替調整を ASU2011-05 と同様のものとするため、2011 年 6 月に IAS 第 1 号の改訂を行った。

（2）国内基準の整備

ASBJ は、2005 年 12 月に企業会計基準第 6 号「株主資本等変動計算書に関する会計基準」を公表した。当該基準の導入により、財務諸表上に包括利益に該当する金額は表示されないものの、その他の包括利益類似項目は、2007 年 3 月末決算期以降「評価・換算差額等期中変動額」として株主資本等変動計算書上に計上されることとなった。

その後、ASBJ は、2010 年 6 月に企業会計基準第 25 号「包括利益の表示に関する会計基準」を公表し、「包括利益」の名称の導入と、包括利益情報の表示方式として一計算書方式と二計算書方式を用いることを規定した。当該基準は、IASB 及び FASB の包括利益に関する議論を勘案して作成されており⁵、両基準設定機関の考え方を受け入れる姿勢を示しているものと考えられる。

以上の経緯により、日本基準、米国基準及び IFRS では、包括利益の表示方式として、現行制度上、一計算書方式と二計算書方式の二種類が認められている。なお、IASB は、一計算書方式を嗜好していたが、これに対して多くの反対意見が寄せられた⁶。このことは、IASB が従来の財務業績計算書のボトムラインである当期純利益から包括利益に変更・統合することを目指しているのに対し、多くの財務諸表利用者や作成者は、当期純利益が重視されるべき財務業績指標であると考えていることを示唆している。

（3）その他の包括利益項目と組替調整

その他の包括利益とは、当期純利益と包括利益の差額を構成する資産負債の公正価値変動額のことであり、現行基準では、当期純利益と包括利益との間の差額を構成する金額として捕捉することができる。これらの項目は、新しい取引形態の出現や公正価値評価を行う資産負債の増加により、伝統的な損益を構成する項目ではないが、純資産の変動を伴う金額として発生してきたものである。

組替調整とは、その他の包括利益項目の包括利益への二重計上を防止するため、当該項目を発生させる資産負債を売却または処分する際、当期または過去に計上された金額を控除し、当期純利益計算に振り替える手続きのことを指す。米国基準と日本基準では、すべてのその他の包括利益項目について組替調整を行うが⁷、IFRS では、一部の項目について組替調整を行わない⁸。

⁵ 企業会計基準委員会(2013)第 33 項-第 37.2 項。

⁶ IASB(2018)BC(Basis for Conclusions)51-54 参照。

⁷ 日本基準における組替調整については、企業会計基準委員会(2013)第 31 項に記載されている。

⁸ IFRS における組替調整を行わない項目は、①IAS 第 16 号「有形固定資産」および IAS 第 38 号

表 1 は、米国基準におけるその他の包括利益項目を示している。

表 1 米国基準におけるその他の包括利益構成項目

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">a. 為替換算調整額b. 外国事業体に対する純投資の経済的ヘッジとして指定され、指定日から有効な外貨建取引にかかる損益c. 長期的投資の性質を有する（すなわち、将来的な決済が予定されていない）企業内外国為替取引で、当該取引の当事者が報告企業の財務諸表において連結、結合、または持分法で処理されている場合の当該取引にかかる損益d. キャッシュ・フロー・ヘッジとして指定され、かつ、適格なデリバティブ商品にかかる損益（キャッシュ・フロー・ヘッジ損益）e. 売却可能証券の未実現保有損益（売却可能証券評価損益）f. 満期保有目的から売却可能目的へ分類変更した債券の未実現保有損益g. 売却可能証券及び満期保有目的債券に分類される負債証券のうち、認識された非一時的減損に関連してその他の包括利益として認識された金額で、減損の一部が損益として認識されていないものh. 過去に減損処理を行った売却可能証券における公正価値の減少（非一時的減損でない場合）または増加i. 年金及びその他の退職後給付に関する利益または損失（退職給付費用の構成要素として直ちに認識されないもの）（年金負債調整額）j. 年金またはその他の退職後給付に関する過去勤務費用または債務（年金負債調整額）k. 年金またはその他の退職後給付に関する移行資産または債務（退職給付費用の構成要素として直ちには認識されないもの）（年金負債調整額）l. 公正価値オプションを選択した負債の金融商品固有の信用リスクに起因する公正価値の変動 |
|---|

出所：FASB(2011), 『訳書』（長谷川(2021)pp.68-69）を一部変更。

これらのうち、一般的に財務業績計算書上に計上され、実証分析に用いられる項目としては、為替換算調整額、キャッシュ・フロー・ヘッジ損益、売却可能証券評価損益、年金負債調整額が挙げられる。

為替換算調整額は、親会社が保有する在外事業体の個別財務諸表を連結する際、資産負債を決算日の為替レートで換算する決算日レート法を用いて換算することにより生じる時価変動額である。キャッシュ・フロー・ヘッジ損益は、予定取引に対して適用され、当該取引のキャッシュ・

「無形資産」の再評価モデルにおける再評価差額、②IAS 第 19 号「従業員給付」における再測定、③IFRS 第 9 号「金融商品」における持分金融商品の OCI オプションによって生じた利得・損失、④IFRS 第 9 号「金融商品」における金融負債の公正価値オプションによって生じた自己の信用リスクにかかわる変動分、⑤IFRS 第 17 号「保険契約」における直接連動の有配当契約の保険金融損益を保有する基礎となる項目との会計上のミスマッチを削除する金額を純利益とした場合の他の部分が挙げられる（秋葉(2022)122 頁）。

フローの変動を相殺し、そのリスクを軽減することを目的とするデリバティブから生じる時価変動額のことを指している。売却可能証券評価損益は、短期的な売買や満期保有目的以外で保有する有価証券から生じる時価変動額である。年金負債調整額は、年金資産の実際運用収益が期待運用収益を下回る等により数理計算上の差異が発生した年度において直ちに損益認識されない金額である。

3. 包括利益情報の表示方式と価値関連性に関する近年の研究

(1) 包括利益情報表示後の価値関連性研究

包括利益については、各国において当該情報の開示に関する会計基準が施行される以前より、当該項目の価値関連性の有無に関する研究が行われてきた。しかし、このような先行研究では、実際に財務諸表上に計上されていない会計数値を予測し、これを基礎としたデータを用いて分析を行っていることが多く、分析結果が投資意思決定に資する情報かどうかという点について判断が困難であると考えられる。以下では、各国における包括利益情報の表示の義務付け以降において、当該情報が価値関連性を有する指標として浸透しつつあるのかについて把握するため、先行研究の分析結果を取りまとめて検討している⁹。

包括利益情報の価値関連性に関する先行研究では、当期純利益と包括利益の有用性比較、その他の包括利益合計額及び各項目の有用性の有無に関する実証的証拠を示している。また、これらの研究では、分析モデルの被説明変数に株価を用いた分析結果（株価モデル）と株式リターンを用いた分析結果（リターンモデル）が示されている。

表2 包括利益の価値関連性に関する先行研究の概要（株価モデル）

著者（発表年）	サンプル	NI・CI 有用性比較	OCI各項目の有用性
Kanagaretnam et al. (2009)	米国上場カナダ企業 (1998～2003)	CI>NI	SEC：有意(+) CURRENCY：なし HEDGE：なし
Khan et al.(2018)	ニュージーランド上 場企業(2003～2010)	CI>NI	SEC：有意(+) CURRENCY：有意(-) HEDGE：なし ASSREV：有意(+)
Djaballah and Fortin(2021)	カナダ上場企業（米国 基準採用企業を除く） (2009～2016)	差異は確認 されない。	SEC：有意(-) CURRENCY：有意(-) HEDGE：なし PENSION：有意(-) OTHER：なし

出所：先行研究の内容に基づき作成。

⁹ 包括利益情報表示の義務付け前後のデータを用いた先行研究については山西(2011)、若林(2015)を参照。

表3 包括利益の価値関連性に関する先行研究の概要（リターンモデル）

著者（発表年）	サンプル	NI・CI 有用性比較	OCI各項目の有用性
Kanagaretnam et al. (2009)	米国上場カナダ企業 (1998～2003)	CI>NI	SEC：有意(+) CURRENCY：なし HEDGE：有意(-)
岡田ほか(2013)	日本非金融上場企業 (日本基準採用企業) (2012)	CI>NI	—
Khan et al.(2018)	ニュージーランド上 場企業(2003～2010)	CI>NI	SEC：有意(+) CURRENCY：なし HEDGE：なし ASSREV：有意(+)
Lin et al.(2018)	S&P500 企業(2000～ 2012)	差異は確認 されない。	AOCI：有意(+) SEC：有意(+) CURRENCY：有意(+) HEDGE：有意(-) PENSION：有意(+) OTHER：なし
Wang et al. (2019)	中国上場企業(2007～ 2012)	—	AOCI：有意(+) SEC：有意(+) CURRENCY：なし
Djaballah and Fortin(2021)	カナダ上場企業(米国 基準採用企業を除く) (2009～2016)	差異は確認 されない。	SEC：有意(+) CURRENCY：なし HEDGE：有意(+) PENSION：有意(+) OTHER：なし

出所：先行研究の内容に基づき作成。

表2と表3は、関連する先行研究の概要を示している¹⁰。表2では、Kanagaretnam et al. (2009)、岡田ほか(2013)、Khan et al.(2018)は、包括利益の方が当期純利益よりも価値関連性が高いという結果を示す一方、Lin et al.(2018)と Djaballah and Fortin(2021)は、両指標の価値関連性に有意差がないことを示している。また、表3では、その他の包括利益項目の価値関連性は、各研究によって有意の有無や符号の向き異なり、被説明変数が株価とリターンの場合で異なる結果になるものが確認される。

(2) 表示方式の価値関連性への影響に関する研究

以下では、表示方式の価値関連性への影響に関する先行研究のうち、Cao and Dong(2020)を中心

¹⁰ Djaballah and Fortin(2021)を参考に、表内では以下の略称を使用する。NI：当期純利益、CI：包括利益、OCI：その他の包括利益、AOCI：その他の包括利益合計額、CURRENCY：為替換算調整額、HEDGE：キャッシュ・フロー(繰延)・ヘッジ損益、SEC：売却可能証券評価損益、PENSION：年金負債調整額、ASSREV：資産再評価額、OTHER：その他

に検討を行う。従来の研究では、効率的市場仮説に基づき、会計情報の表示方式がその情報の有用性に影響しないという考察が一般的であった [Rees and Shane(2012)]。しかし、近年における研究の多くは、包括利益情報を財務業績指標として表示することを企業経営者に強制することにより、財務諸表全体の透明性を高め得ることを示唆している¹¹。なお、検討に際しては、本論文の目的に基づき、包括利益の表示方式と包括利益の価値関連性に焦点を当てることとする。

包括利益の表示方式と価値関連性との関係については、財務業績計算書における表示が包括利益情報の有用性を高めるとする研究 [Hirst and Hopkins(1998), Maines and McDaniel(2000), Shi et al.(2017)] と財務業績計算書における表示が包括利益情報の有用性を低下させるとする研究 [Schaberl and Victoravich(2015), Lin et al.(2018)] がある。

上記研究及び日本企業を対象とした先行研究の概要は、以下の表4のとおりである。

表4 包括利益の表示と価値関連性との関係に関する先行研究の概要

著者 (発表年)	サンプル	主な分析結果
Hirst and Hopkins(1998)	米国証券アナリストアンケート	財務業績計算書方式と持分変動計算書方式による包括利益表示において、アナリストの株価評価に相違はないが、財務業績計算書方式の場合、アナリストが売却可能証券評価損益を用いた利益管理を見抜くため、当期純利益の持続性が低下する。
Maines and McDaniel(2000)	米国非専門投資家アンケート	持分変動計算書方式よりも財務業績計算書方式による包括利益の開示の方が、非専門投資家による包括利益情報の注目度が高まる。
Schaberl and Victoravich(2015)	米国非金融上場企業 (2010～2013)	持分変動計算書から財務業績計算書によるその他の包括利益表示への変更により、その他の包括利益の価値関連性が低下した。
Shi et al.(2017)	S&P500 企業(2010～2013)	持分変動計算書から財務業績計算書によるその他の包括利益表示への変更により、当期純利益の価値関連性が向上した。
Lin et al.(2018)	S&P500 企業(2000～2012)	持分変動計算書から財務業績計算書によるその他の包括利益表示への変更により、その他の包括利益の価値関連性が低下した。
金(2022)	日本非金融上場企業 (日本基準採用企業) (2002～2021)	株主資本等変動計算書から財務業績計算書によるその他の包括利益表示への変更により、その他の包括利益の価値関連性は変化しなかった。

出所：先行研究の内容に基づき作成。

¹¹ Rees and Shane(2012) p.812 参照。

これらの先行研究のうち、ASU2011-05 の施行によって持分変動計算書方式による包括利益表示が廃止されたことによる米国企業への影響を調査したものとして、Schaberl and Victoravich(2015)、Shi et al.(2017)、Lin et al.(2018)が挙げられる。Schaberl and Victoravich(2015)と Lin et al.(2018)では、持分変動計算書方式による包括利益表示の廃止によってその他の包括利益の価値関連性が低下し、投資家による包括利益情報の利用が減少していることを示唆しているのに対し、Shi et al.(2017)では、これらの研究とは正反対の実証的証拠を示している。このように、先行研究からは、ASU2011-05 施行後の米国企業において、財務業績計算書と持分変動計算書による包括利益の表示のどちらが投資意思決定に有用なのかについて異なる分析結果が混在していることが確認できる。

ASU2011-05 施行後にその他の包括利益の価値関連性が低下した要因として、Cao and Dong(2020)は、より明確に業績指標として包括利益を表示する、すなわち財務業績計算書上に包括利益を表示することにより、財務諸表利用者が包括利益情報に着目しやすくなったことを挙げている。これにより、包括利益情報のボラティリティが当期純利益情報のそれよりも高くなり、このボラティリティの増加分(増分 CI ボラティリティ)が価値関連性にプラスの影響を与える一方、その他の包括利益については、包括利益情報の理解度が高まったことによって株価評価における比重が低下した可能性を示唆している。この考察に沿うのであれば、ASU2011-05 施行後、財務諸表利用者が包括利益情報を利用するようになったことと、その他の包括利益の価値関連性が低下したことが整合すると考えられる。

一方、日本企業を対象とした研究である金(2022)は、財務業績計算書に包括利益を表示することによるその他の包括利益の価値関連性の変化が確認されないが、「包括利益の表示に関する会計基準」の適用及びその前後の年度である 2010 年 3 月期から 2012 年 3 月期を対象とした分析では、その他の包括利益合計額の価値関連性が高まる結果を示している。また、金(2022)は、その他の包括利益の価値関連性が表示方式の違いによって異なることを示している。

(3) 増分 CI ボラティリティの価値関連性

前節において説明したとおり、増分 CI ボラティリティとは、当期純利益のボラティリティに対する包括利益のボラティリティの差分のことを示している。Cao and Dong(2020)では、増分 CI ボラティリティの株式市場への影響を調査する理由として、一般的に包括利益は当期純利益よりもボラティリティが高く [Bamber et al.(2010)]、会計基準設定機関と財務諸表作成者である経営者が包括利益の表示に関して異なる見解を持っていることを挙げている。

IASB と FASB は、企業業績を評価するために増分 CI ボラティリティを利用するかどうかは財務諸表利用者が決めることであり、より明瞭な包括利益表示によって財務諸表利用者の意思決定を容易にすると考えている。一方、経営者にとって、増分 CI ボラティリティは市場の影響を受けるコントロール不能な部分であることから、従来の業績指標である当期純利益と区分した形での包括利益表示を希望していると考えられる [Yen et al. (2007)]。

先行研究では、株式市場における増分 CI ボラティリティの価格形成への影響について、様々な結果が示されている。以下の表 5 では、関連する米国の先行研究の概要を示している。

表5 増分 CI ボラティリティに関する先行研究の概要

著者(発表年)	サンプル	主な分析結果
Barth et al.(1995)	米国銀行業種上場企業(1971～1990)	増分 CI ボラティリティの株価関連性は確認されない。
Maines and McDaniel(2000)	米国非専門投資家アンケート	プロではない投資家は、包括利益が財務業績計算書に表示された場合にのみ、増分 CI ボラティリティを利用する。
Hodder et al.(2006)	米国銀行業種上場企業(1996～2004)	CI ボラティリティは NI ボラティリティよりも高い。
Khan and Bradbury(2014)	米国非金融上場企業(2005～2010)	増分 CI ボラティリティの価値関連性は確認されず、当期純利益の方が包括利益よりも価値関連性が高い。
Huang et al.(2016)	S&P500 企業(2002～2006)	OCI ボラティリティは、その他の包括利益の水準や当期純利益のボラティリティよりも監査報酬に対する説明力が高い。
Bao et al.(2020)	米国非金融上場企業(2004～2014)	OCI ボラティリティはデフォルトリスク、信用格付け、負債コストに影響を与えており、債権者が企業の信用リスクの評価と債務契約の価格設定において、その他の包括利益情報を利用している。
Cao and Dong(2020)	米国非金融上場企業(2010～2013)	包括利益を表示する財務諸表を持分変動計算書から財務業績報告書に変更することにより、増分 CI ボラティリティによる株価への影響がプラスに働く。この影響は、二計算書方式を導入した企業よりも一計算書方式を導入した企業においてより顕著である。

出所：先行研究の内容に基づき作成。

ASU2011-05 施行以前に収集されたデータを用いた研究である Barth et al.(1995)、Hodder et al.(2006)、Khan and Bradbury(2014)では、増分 CI ボラティリティの株価関連性が確認されないのに対し、Huang et al.(2016)と Bao et al.(2020)では、会計監査人や債権者によるその他の包括利益のボラティリティ (OCI ボラティリティ) の利用が確認されている。また、Cao and Dong(2020)では、包括利益の表示方式の変更による増分 CI ボラティリティの影響だけではなく、現行基準における表示形式の相違による影響についても検証している。

Maines and McDaniel(2000)は、プロではない投資家は持分変動計算書で開示された包括利益情報を完全に消化することができないため、包括利益情報が財務業績計算書で開示された場合にのみ、増分 CI ボラティリティを利用する可能性を指摘している。このことは、持分変動計算書における包括利益及びその他の包括利益の表示が、一般的な財務諸表利用者による増分 CI ボラティリティの利用を阻害することを示している。

Cao and Dong(2020)では、増分 CI ボラティリティに対する価値関連性の上昇を説明すると考えられる 2 つの仮説として、情報利便性仮説と投資家注目仮説を挙げている。情報利便性仮説は、

包括利益が明確に財務業績として表示されることで、財務諸表利用者の包括利益情報の利用が増え、価値関連性が上昇するものである。一方、投資家注目仮説は、包括利益を表示する財務諸表ではなく、当該項目をめぐる活発な議論により、財務諸表利用者の包括利益に対する認識を変化させたとするものである。情報利便性仮説が成立する場合、ASU2011-05 施行後に包括利益の表示方式を持分変動計算書から財務業績計算書に変更した企業は、ASU2011-05 以前に財務業績計算書での包括利益表示を自主的に選択した企業よりも価値関連性が高まり、一計算書方式の方が二計算書方式よりも価値関連性が高まるものと想定される。一方、投資家注目仮説が成立する場合、増分 CI ボラティリティの価値関連性は、どのような包括利益の表示方式でも変化しないことが想定される。

表 5 に示すとおり、Cao and Dong(2020)の分析結果は、情報利便性仮説と整合し、投資家注目仮説とは矛盾する。また、当該研究では、増分 CI ボラティリティと基礎的な企業リスクとの関連が分析対象期間中には変化しなかったことを示しており、ASU2011-05 の施行によって包括利益情報の透明性が高まったことを裏付けている。

4. 理論的背景に関する検討

前章までで、包括利益情報の開示に関する会計基準について説明し、包括利益情報の価値関連性研究や包括利益情報の表示方式と価値関連性との関係に関する研究を取り上げて検討したが、ここでは、これらの内容に基づき、現行の日本基準における包括利益情報の表示方式が投資意思決定に及ぼす影響を検証する際の理論的背景に関する検討を行う。

周知の通り、現行の日本基準では「包括利益の開示に関する会計基準」に準拠して、一計算書方式又は二計算書方式による包括利益情報の開示が行われている。これらの計算書で開示される情報の内容に相違はないものの、当期純利益については、一計算書方式では連結損益及び包括利益計算書の損益情報部分の最終行が当期純利益であり、かつその内訳が追加表示される方式となっているのに対して、二計算書方式では連結損益計算書のボトムラインが親会社株主に帰属する当期純利益となっている。一方、包括利益については、一計算書方式でも二計算書方式でも最終行が包括利益でありかつその内訳が追加表示される方式となっている。このことから、現行の日本基準における包括利益情報の表示方式が投資意思決定に及ぼす影響を検証する際には、包括利益情報の表示方式自体というよりも、寧ろ当期純利益情報の表示方式との違いが及ぼす影響について考察するのが合理的であると言える。即ち、一株当たり当期純利益や自己資本利益率の算定の際に利用する親会社株主に帰属する当期純利益に慣れ親しんでいる投資家が、二計算書方式においても親会社株主に係る包括利益がボトムラインになっていないことをどのように捉えるのかという点が実証分析に当たって考慮されるべきである。また、これは親会社株主に帰属する当期純利益は株主資本と連携するが親会社株主に係る包括利益は純資産と連携しないという点を投資家がどの程度理解しているのかという問題でもある。

また、Maines and McDaniel(2000)では、包括利益情報が財務業績計算書で開示された場合のみ、増分 CI ボラティリティを利用する可能性を指摘しており、Cao and Dong(2020)では、米国企業においてこの指摘が当てはまることを示唆している。この点に基づけば、現行の日本基準に準

抛した連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書で開示されている「その他の包括利益累計額」よりも連結包括利益計算書で開示されている「その他の包括利益」の方が、一般的な財務諸表利用者にとっては有用性が高い可能性が考えられる。即ち、連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書の作成の際、非支配株主に係る金額を非支配株主持分に振り替えるが、連結包括利益計算書では、非支配株主に係る金額も含めて表示されることで連結会社の「その他の包括利益」の合計が連結包括利益計算書上で分かりやすく表示されている点で、専門家ではない一般的な財務諸表利用者にも当該財務情報に対する理解が容易であると考えられる。

以上の検討に基づけば、現行の日本基準における包括利益情報の表示方式が投資意思決定に及ぼす影響を検証する際に鍵となるのは、非支配株主に係る金額の取扱いである。なぜなら、これは、一計算書方式、二計算書方式、連結貸借対照表及び連結株主資本等変動計算書における表示方式の違いに共通するものだからである。したがって、非支配株主に帰属する当期純利益、非支配株主に係る包括利益、非支配株主持分を、一般的な投資家がどのように捉えているのかを分析することが現行の日本基準における包括利益情報の表示方式の違いが投資意思決定に及ぼす影響を知るうえで効果的であると思われる。

5. 本論文の結論と今後の課題

本論文では、包括利益情報の開示に関する会計基準の変遷と現状について説明し、包括利益情報の価値関連性研究や包括利益情報の表示方式と価値関連性との関係に関する研究を取り上げて検討した上で、現行の日本基準における包括利益情報の表示方式が投資意思決定に及ぼす影響を検証する際の理論的背景に関する検討を行った。

包括利益情報の開示は、英国においていわゆる二計算書方式の形で始まり、米国での株主持分変動計算書方式を経て、現行制度上、日本基準、米国基準、IFRSにおいて一計算書方式又は二計算書方式が採用されている。包括利益情報の価値関連性研究や包括利益情報の表示方式と価値関連性との関係に関する研究を確認したところ、実証分析の結果は混在しているものの、近年では、情報利便性仮説に基づく研究が行われる等、包括利益情報の表示方式に関する研究が多数実施されていることが明らかになったが、このような研究動向を踏まえ、日本基準採用企業を対象に包括利益情報の表示方式に関する分析を行う際、その鍵となるのは非支配株主に係る金額の取扱いであると考えられるため、この点を検証することが今後の研究課題である。

参考文献

- Accounting Standards Board (2007) *Financial Reporting Standards No.3 : Reporting Financial Performance*.
- Bamber, L. S., Jiang, J. X., Petroni, K. R., and Wang, I. Y. (2010) "Comprehensive income: Who's afraid of performance reporting?" *The Accounting Review*, 85(1), pp.97-126.
- Bao, M. X., Billett, M. T., Smith, D. B., and Unlu, E. (2020) "Does other comprehensive income volatility influence credit risk and the cost of debt?" *Contemporary Accounting Research*, 37(1), pp.457-484.

- Barth, M. E., Landsman, W. R., and Wahlen, J. M. (1995) "Fair value accounting: Effects on banks' earnings volatility, regulatory capital, and value of contractual cash flows." *Journal of Banking and Finance*, 19(3-4), pp.577-605.
- Biddle, G. C., and Choi, J. H. (2006) "Is comprehensive income useful?" *Journal of Contemporary Accounting and Economics*, 2(1), pp.1-32.
- Black, D. E. (2016) "Other comprehensive income: A review and directions for future research." *Accounting and Finance*, 56(1), pp.9-45.
- Cao, Y., and Dong, Q. (2020) "Does reporting position affect the pricing of the volatility of comprehensive income?" *Journal of Business Finance and Accounting*, 47(9-10), pp.1113-1150.
- Chambers, D., Linsmeier, T. J., Shakespeare, C., and Sougiannis, T. (2007) "An evaluation of SFAS No. 130 comprehensive income disclosures." *Review of Accounting Studies*, 12(4), pp.557-593.
- Djaballah, A., and Fortin, A. (2021) "Value Relevance of Comprehensive Income for the Canadian Market Accounting Perspectives" *Accounting Perspective*, 20(1), pp.49-77.
- Financial Accounting Standards Board (1985) *Statements of Financial Accounting Concepts No.6 : Elements of Financial Statements*.
- Financial Accounting Standards Board (1997) *Statement of Financial Accounting Standards No.130: Reporting comprehensive income*.
- Financial Accounting Standards Board (2011) *Accounting Standards Update 2011-05 (Topic 220)*.
- Graham, R. C., and Lin, C. K. (2018) "The influence of other comprehensive income on discretionary expenditures." *Journal of Business Finance and Accounting*, 45(1-2), pp.72-91.
- Huang, H.-W., Lin, S., and Raghunandan, K. (2016) "The volatility of other comprehensive income and audit fees." *Accounting Horizons*, 30(2), pp.195-210.
- Hirst, D. E., and Hopkins, P. E. (1998) "Comprehensive income reporting and analysts' valuation judgments." *Journal of Accounting Research*, 36(Sup), pp.47-75.
- International Accounting Standards Board (2018) *International Accounting Standards No.1: Presentation of Financial Statements*.
- Jones, D. A., and Smith, K. J. (2011) "Comparing the value relevance, predictive value, and persistence of other comprehensive income and special items." *The Accounting Review*, 86(6), pp.2047-2073.
- Kanagaretnam, K., Mathieu, R., and Shehata, M. (2009) "Usefulness of comprehensive income reporting in Canada." *Journal of Accounting and Public Policy*, 28(4), pp.349-365.
- Khan, S., and Bradbury, M. E. (2014) "Volatility and risk relevance of comprehensive income." *Journal of Contemporary Accounting and Economics*, 10(1), pp.76-85.
- Khan, S., Bradbury, M. E., and Courtenay, S. (2018) "Value relevance of comprehensive income." *Australian Accounting Review*, 28(2), pp.279-287.
- Lin, S., Martinez, D., Wang, C., and Yang, Y. (2018) "Is other comprehensive income reported in the income statement more value relevant? The role of financial statement presentation." *Journal of Accounting, Auditing and Finance*, 33(4), pp.624-646.

- Maines, L. A., and McDaniel, L. S. (2000) “Effects of comprehensive-Income characteristics on nonprofessional investors' judgments: The role of financial-statement presentation format.” *The Accounting Review*, 75(2), pp.179-207.
- Rees, L. L., and Shane, P. B. (2012) “Academic research and standard-setting: The case of other comprehensive income.” *Accounting Horizons*, 26(4), pp.789–815.
- Schaberl, P. D., and Victoravich, L. M. (2015) “Reporting location and the value relevance of accounting information: The case of other comprehensive income.” *Advances in Accounting*, 31(2), pp.239-246.
- Shi, L., Wang, P., and Zhou, N. (2017) “Enhanced disclosure of other comprehensive income and increased usefulness of net income: The implications of Accounting Standards Update 2011-05.” *Research in Accounting Regulation*, 29(2), pp.139–144.
- Yen, A. C., Hirst, D. E., and Hopkins, P. E. (2007) “A content analysis of the comprehensive income exposure draft comment letters.” *Research in Accounting Regulation*, 19, pp.53–79.
- Wang, X., Jiang, H., and Lu, M. (2019) “Does the reporting location of other comprehensive income matter? The investor’s perspective.” *Australian Accounting Review*, 29(3), pp.546-555.
- 秋葉賢一 (2022) 『エッセンシャル IFRS (第7版)』 中央経済社。
- 岡田幸彦, 島拓也, 中村亮介 (2013) 「包括利益情報の価値関連性法則の探究—表示初年度の経験から—」『産業経理』第73巻第2号, 161-173頁。
- 企業会計基準委員会 (2013) 「包括利益の表示に関する会計基準」。
- 金鉉玉 (2022) 「包括利益の価値関連性に関する実証研究」『會計』第201巻第6号, 567-579頁。
- 長谷川茂男 (2021) 『米国財務会計基準の実務 (第12版)』 中央経済社。
- 山西佑季 (2011) 「その他包括利益情報の開示と株価関連性—日・米・欧の比較」『アドミニストレーション』第17巻第3・4合併号, 83-103頁。
- 若林久美 (2015) 「純利益と包括利益の value-relevance」『企業会計』第67巻第9号, 44-50頁。